

共通システムにおける業務フロー及び システム詳細機能について

業務フロー・システム詳細機能素案に関する意見照会(概要)

- 共通システム導入後の業務フロー・詳細機能の素案について、検討会構成員団体に、使用しているシステムの開発・保守事業者にも確認いただいた上で、修正(追加・変更・削除)の可否とその内容を照会。

照会内容

I. 「共通システム業務フロー素案」について

- ① 「共通システム業務フロー素案」の修正(追加、変更、削除)に関する意見(修正すべき具体の作業等の内容及び理由)
- ② 「共通システム業務フロー素案」に関するその他意見

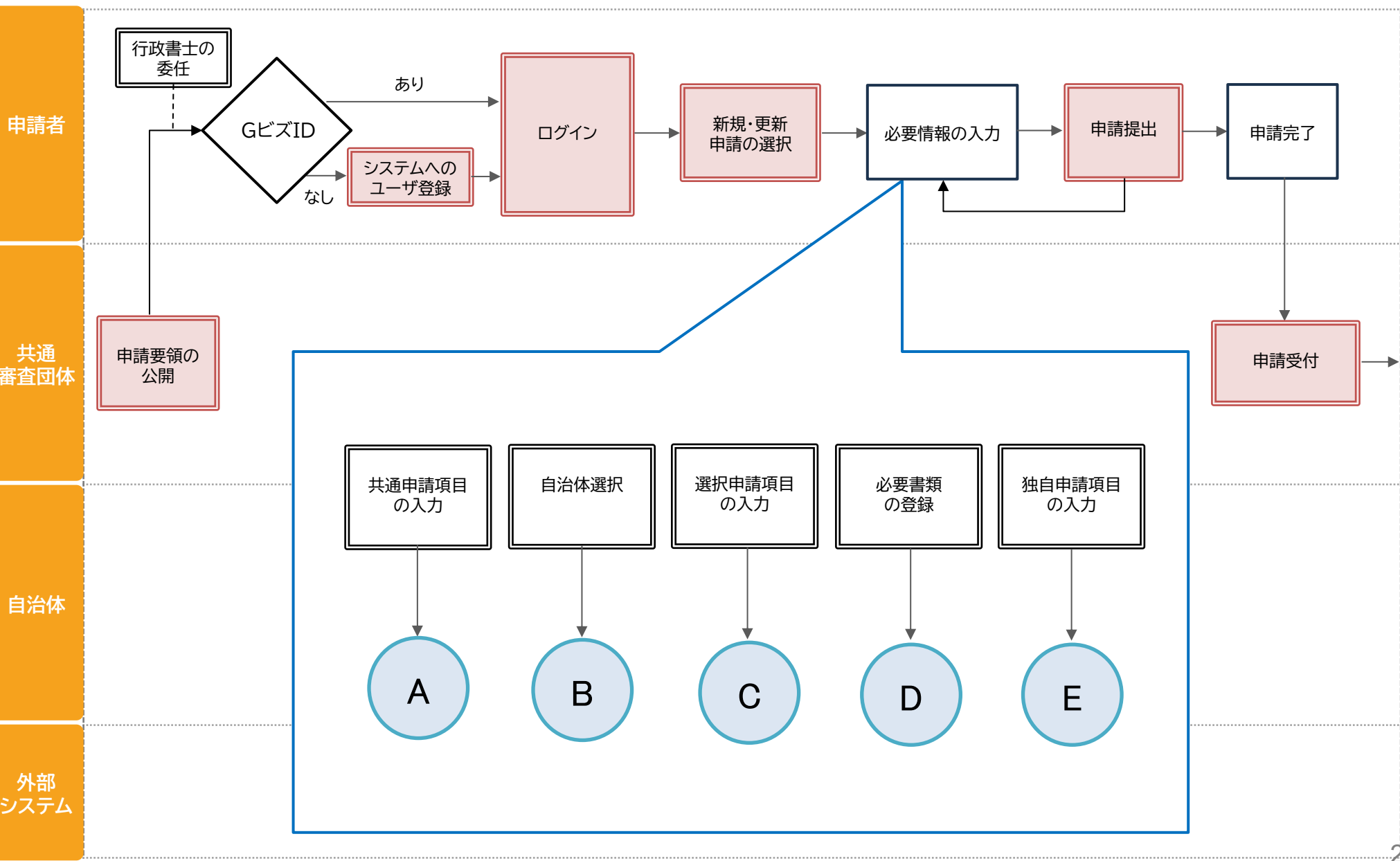
II. 「共通システム追加機能一覧素案」について

- ① 「共通システム追加機能一覧素案」の修正(追加、変更、削除)に関する意見(修正すべき具体の機能の内容及び理由)
- ② 「共通システム追加機能一覧素案」に関するその他意見

共通システム導入後の業務フロー概略（新規申請/更新申請の場合①）

素案 ※システム検討部会
(第7回)資料より抜粋

- 共通システム導入後の業務フローについて概略的に示すと以下の通り。

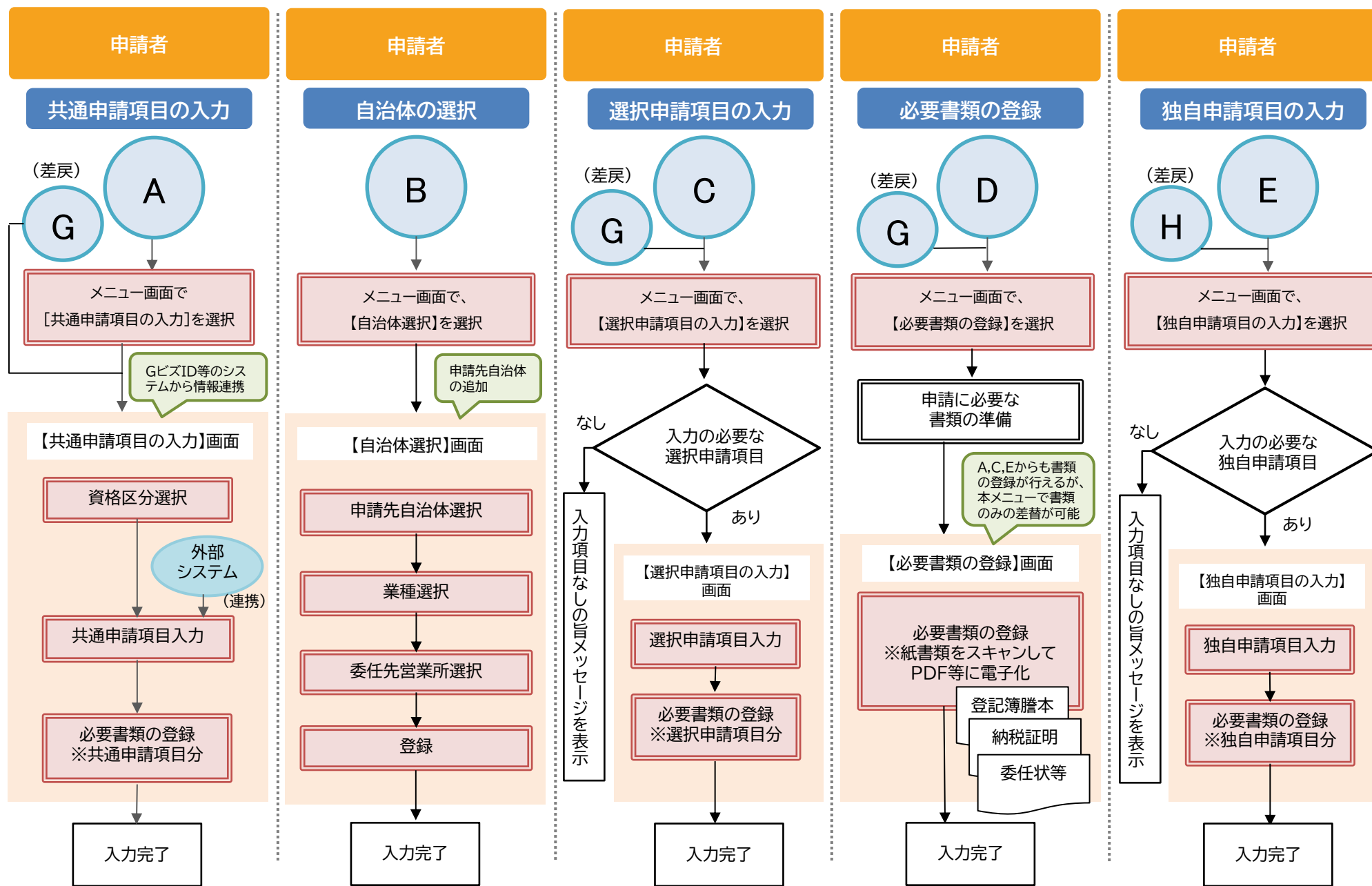


素案 ※システム検討部会
(第7回)資料より抜粋



共通システム導入後の業務フロー概略（新規申請/更新申請の場合③）

素案 ※システム検討部会
（第7回）資料より抜粋



業務フローに関する意見照会結果

意見照会を踏まえた変更点(Ⅰ.業務フロー)

- 意見照会結果を踏まえ、業務フローについては、以下のとおり対応・修正することが考えられるか(意見照会結果の全体は参考資料1を参照。修正後の業務フローは別紙1参照。)

申請種別	対応内容	理由等
全体 ※特定の申請種別のみに係る変更点なし	「自治体」レーンの審査における差し戻しのフローを適正化。	自治体が独自申請項目を設けていない場合の手順に申請の差し戻しが設けられていなかったが、指名停止等により資格が付与できない場合等、独自申請項目の有無に関わらず各自治体で審査を行い差し戻しや不受理を行うことを想定する必要があるため、処理手順を追加。
		自治体が独自申請項目の審査で差し戻しを行った場合、再度共通審査団体を経ずに自治体での審査に直接遷移することが明確でなかったため、明確となるよう修正。
	「自治体」レーンの審査において、格付けを実施しない手順が取れるよう修正。	自治体・資格区分によって格付けは必ずしも行われる訳ではないため、格付けを経ずに資格者名簿の作成に遷移することが可能となるよう修正。
	「外部システム」レーンにおいて、自治体の後続システムで格付け・資格者名簿の作成作業を行うことを想定した手順を追加。	格付け・資格者名簿の作成は自治体ごとに事業者情報管理システム等により格付け・名簿作成を行っている場合があり、共通システムに反映する手順の明記が必要なため。

業務フローに関する意見照会結果

主な意見照会結果(Ⅰ.業務フロー)

- 業務フローの修正は行わない主な意見・質問については、以下のとおり(意見照会結果の全体は参考資料1を参照。修正後の業務フローは別紙1参照。)

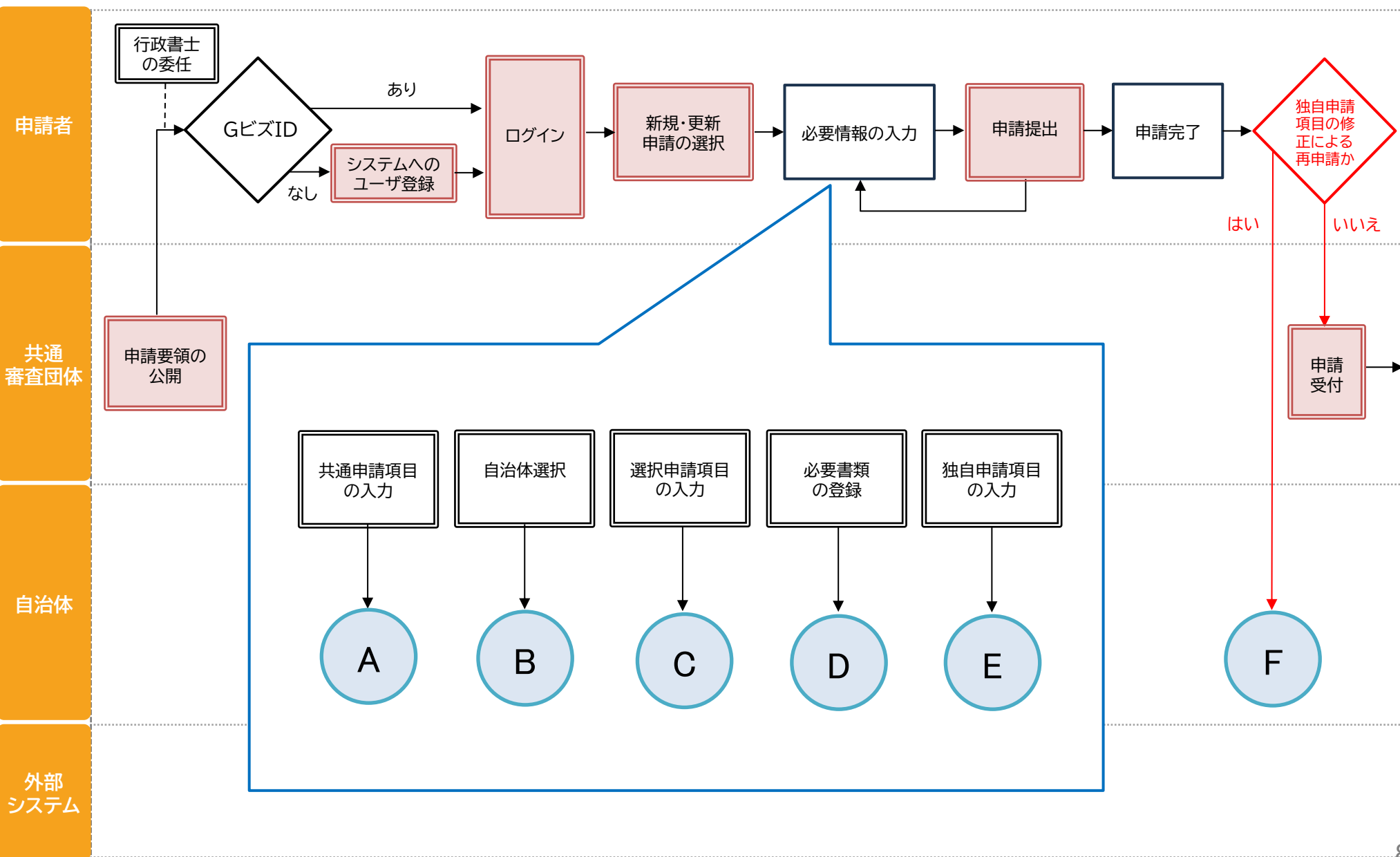
(主な意見と考え方)

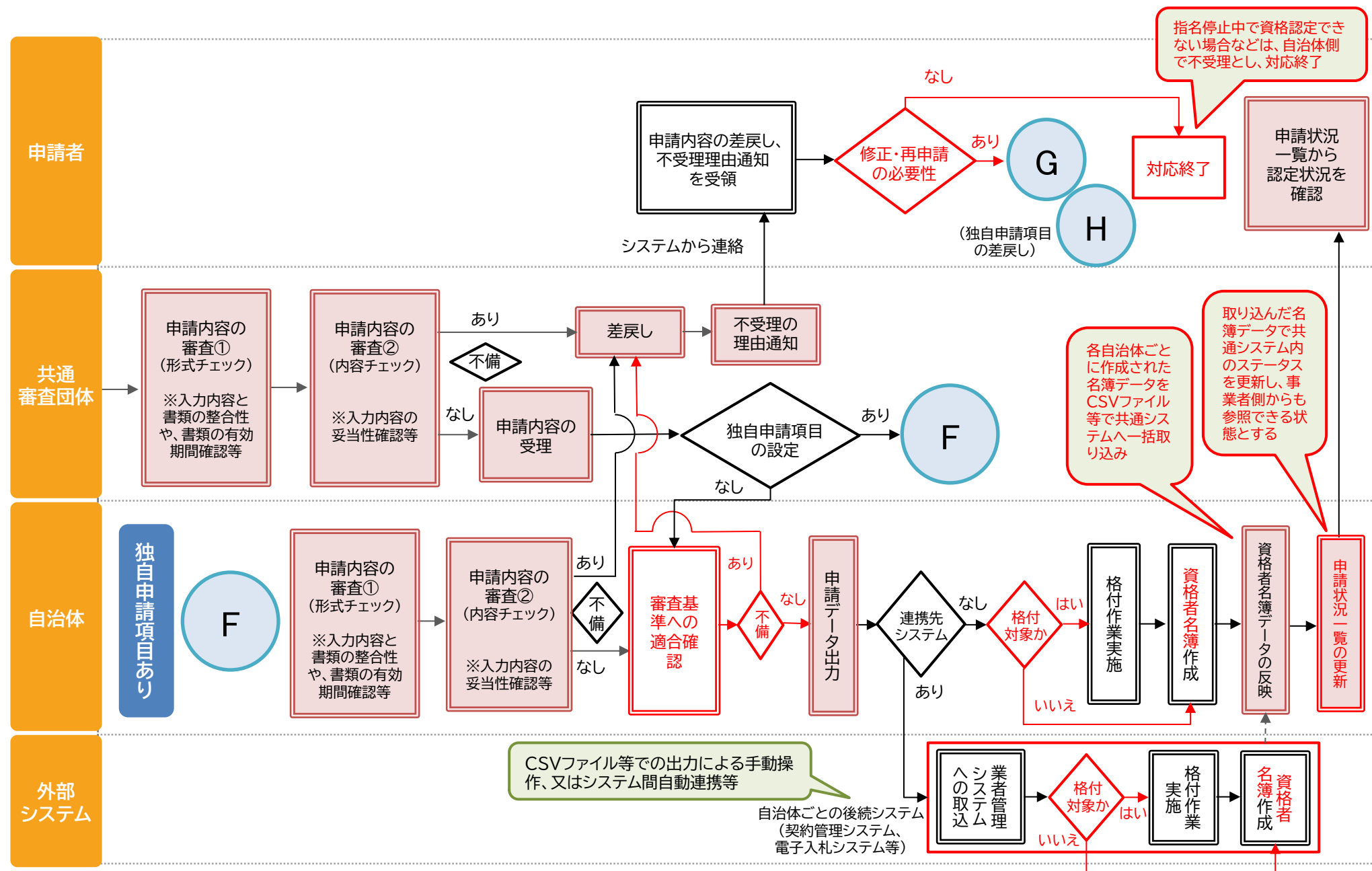
主な意見	考え方
● 共通申請項目の経営事項審査結果情報等(CE財団から連携する情報)の変更申請を不要としてはどうか。	申請者においては、申請時、情報連携により自動的に転記等が行われる機能を想定しており、事務負担はそれほど大きくないと思われることから、申請主義としている。情報連携を行う項目一般として、申請を伴わずに常時最新の審査結果を反映しようとする場合、自治体で確認する事務負担が過度に大きくなってしまう懸念がある。 ※経営事項審査情報についていずれのシステムから情報連携を行うかは未定
● 共通システムの審査完了後に、共通申請項目又は選択申請項目に不備が判明した場合の対応についてご教示ください。 ● 業務フロー上は不受理による対応のみが想定されているように見受けられますが、軽微な不備であっても再申請が必要となる場合、事業者負担の増大や問い合わせの増加が懸念されるため。	共通審査団体における審査結果の不備に対しては、自治体職員による職権修正機能(機能No79)を設けているところだが、これを含めた具体的な不備対応の方法については検討を要する。軽微な修正の場合に事業者が再度申請し直す必要はなく、業務負担の少ない方法とするべき。 イレギュラー処理のフローであるため本業務フロー上には整理しないが、設計段階には具体的な処理方法を整理する必要がある事項であると考え。
● 暴力団排除に係る役員等に関する警察本部への照会について、事務負担の軽減のため整理が必要ではないか。	地方自治法施行令第163条の4第1項第3号により指定暴力団員等を一般競争入札に参加させることができないことが定められており、契約担当部局はあらかじめ警察当局と調整の上、入札に参加しようとする者が本号に該当するか照会する手続きを定めることなどにより不適格者を確実に排除すべき(平成26年10月29日通知)とされていることから、各自治体において実施する必要がある手続である。一方、共同受付主体が実施することによるBPRが見込まれる業務でもあると考えられることから、今後、共同受付主体の検討が進捗した後に、主体による運用方法と併せて検討が必要と考える。

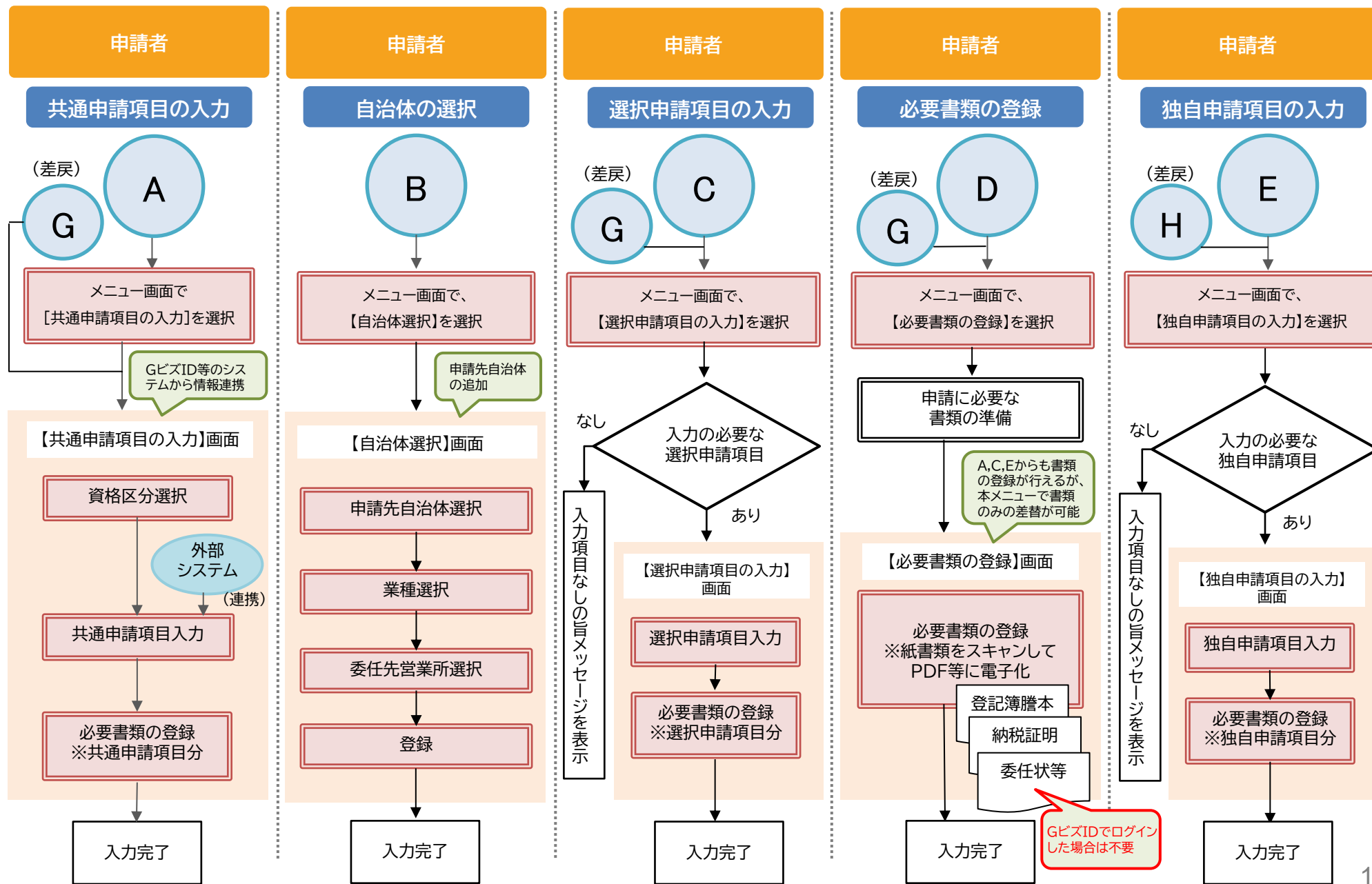
業務フローに関する意見照会結果

主な意見	考え方
申請情報およびその添付ファイルについて、システム上で何世代分の保存を想定されているかご教示ください。特に添付ファイルは申請ごとに複数世代発生する可能性があるため、その要件を確認したいと考えております。	共通システム追加機能No85～87のとおり、自治体での文書管理ルールに対応できるよう自治体ごとに合理的な期間を設定できるようにする想定だが、共通システム上で最長で保管できる期間をどうするかはサーバー負荷やコスト等を考慮し合理的な期間とする必要があると思われる。
フローには差し戻した後、再提出がされない場合についての記載がないが、申請内容について不備があったときの差戻について、修正期限を定めるのか。定める場合、その期限内に再提出が無い場合は督促等を行う予定はあるのか。また、独自項目で差戻を自治体が行った場合、再提出がない事業者には自治体が督促を行うということで良いか。申請期間内に再提出がされない場合は、受付不可という取扱いになるのか。	共通審査団体における審査については現時点で確定的に整理しないが、各自治体での審査期間を十分確保することができるよう共通審査団体の審査完了時期には一定の最終期限があると考えられるため、それを踏まえて差し戻しの期限設定や督促等を適切に行う必要があると考える。 自治体における独自申請項目の審査について、督促や再提出時の申請期間の取扱いは各自治体の判断で運用可能とすることでよいのではないかと考える。なお、メール等により申請者に必要な通知を行える機能を設けることとしている(機能No84)。
申請要領の検討において、業務種目の追加・削除があると既存調達システムや調達事務に大きな影響があるため、2/3以上の自治体が望んだ場合のみ変更するなどできる限り変更を実施しないなどの配慮が必要かと存じます。また、変更を行う場合はシステム改修の予算要求時期を考慮の上、情報共有必要かと存じます。	共通システム運用開始後の共通・選択項目、書類、共通の業種等の共通ルールを変更する手続きについては今回整理しない。 今後、共同受付主体の検討が進捗したら、共通システム運用開始までに検討すべき事項であると考えます。
選択申請項目入力後に社会保険、労働保険の未納の有無を各省庁のシステムとの連携によって自動で判別する。	社会保険、労働保険の未納がないことの確認は、システム上で判別するのではなく、必要書類によって確認することを想定している。 必要書類の添付について、外部システムと連携することも考えられるが、社会保険の加入状況を確認できる書類は様々であり、電子化されていないものもあるため、現状ではデータ連携は困難であると想定される。

- 共通システム導入後の業務フローについて概略的に示すと以下の通り。







(現行の業務フローに基づく機能)

分類	主な機能要件
利用開始までに要する機能	・申請者は自身のID・パスワードによる認証により、システムにログインすることができる。 ・利用する自治体職員はID・パスワードにて自治体側の認証を行うことができる。
新規申請に係る機能	・申請者は申請情報の入力、申請に必要な書類(電子データ)のアップロードを行うことができる。 ・申請者は受理されていない申請を取り消すことができる。 ・申請者は過去に行った申請を一覧で表示することができる。
変更申請に係る機能	・申請者は一度申請した申請情報を変更し、変更のあった書類を差し替えることができる。 ・申請者は受理されていない変更申請を取り消し、変更申請前の状態に戻ることができる。 ・申請者は過去に行った変更申請を一覧で表示することができる。
更新申請に係る機能	・申請者は過年度に認定済の業者情報を複写し、次年度の申請情報の入力・登録・申請を行うことができる。 ・申請者は受理されていない申請を取り消すことができる。 ・申請者は過去に行った申請を一覧で表示することができる。
申請受付に係る機能	・自治体は申請業者の検索条件を指定し、申請情報を一覧表示することができる。 ・自治体は申請業者の申請情報の受理・不受理を登録することができる。 ・自治体は申請業者の申請情報の受理・不受理を不受理の場合は理由を記入した上でメールで通知することができる。 ・自治体は申請者の紙申請(新規、更新、変更申請等各種申請)の代理登録を行うことができる。
その他	・システムから自動通知する各種メールのテンプレートをシステム上で登録できる。 ・過去の申請済み業者に対して、次回定期申請に向けたフォローメールを一括して送信することができる。 ・各資格区分ごとに定期申請期間及び随時申請期間の開始日と終了日を設定できる。 ・定期申請期間及び随時申請期間はリアルタイムに更新することができる。

共通システム詳細機能の概略②

素案 ※システム検討部会
(第7回)資料より抜粋

(共通システム導入後業務フローに基づいて追加が想定される機能)

分類	主な機能要件
利用開始までに要する機能	・共通システムのログインは、デジタル庁のGビズID公式ページで認証後に共通システムへ遷移する外部認証連携(SSO)方式を基本とすること。 ・GビズIDを保有しない小規模事業者等に配慮し、必要に応じて従来型のID・パスワード認証による申請経路も設定できること。 ・事業者は、全社共通基本情報、申請種別別情報、拠点情報を事業者データマスタとして登録・更新できること。 ・本社、支社、支店、営業所ごとに、所在地、担当管轄エリア、申請可能自治体、申請可能種別、申請許可設定を管理できること。 ・本社管理者は、支社・支店・営業所が登録した拠点情報、担当エリア、申請権限を確認し、承認、差戻し、変更できること。
新規申請等に係る機能	・申請者は、最大1,788自治体を対象として、申請先自治体を検索、絞り込み、選択できること。 ・新規申請、変更申請、更新申請、再審査申請、業種追加申請、取消届に対応した申請メニューを提供できること。 ・合併・分割・事業譲渡等の組織形態変更に伴う申請を、通常申請と区分して管理できること。 ・建設、物品、役務等で重複する申請項目および添付書類を統合管理し、不要な重複入力を抑制できること。 ・独自申請項目について、項目名称、説明文、入力形式、選択肢、入力チェック条件、必要書類、対象申請種別、公開・非公開区分を設定できること。 ・申請者が申請先自治体および申請種別を選択した際、事業者データマスタの情報を申請画面へ引用コピーし、入力済み状態で表示できること。
申請受付に係る機能	・自治体ごとに、新規、更新、業種追加、再審査申請の受付可否と期間を設定できること。 ・共通審査機関職員は、提出された申請について、共通申請項目、選択申請項目、独自申請項目を区分して確認できること。 ・自治体職員は、自団体に提出された申請について、共通、選択、独自申請項目を区分して確認できること。 ・共通審査機関職員、および自治体職員は、不備項目を項目単位で指定し、申請者へ差戻し理由を通知できること。
情報連携に係る機能	・GビズID、法人番号情報、法務省関連情報、国税情報、地方税情報、経営事項審査情報、建設業許可情報等と連携し、申請入力および審査に必要な情報を取得・参照できること。 ・自治体側の調達システム、名簿管理システム、文書管理システム等へ、受理済み申請情報、資格者名簿、変更反映結果を連携できること。 ・自治体側の名簿管理システムから、格付完了後の資格者名簿を連携できること。
その他	・GビズIDの委任機能を利用し、行政書士等に対し委任範囲を指定して代理申請を委任できること。 ・申請書類および添付ファイルを、自治体、申請年度、申請種別、保存期間、原本管理主体ごとに管理できること。 ・個人情報、機微情報、必要書類の閲覧権限を制御し、不正アクセス、過剰閲覧、権限外操作を検知できること。

資格区分間の共通・選択申請項目等の比較整理に関する意見照会結果

意見照会を踏まえた主な変更点(Ⅱ. 追加機能一覧)

- 意見照会結果を踏まえ、追加機能一覧については、以下のとおり対応・修正することが考えられるか(意見照会結果の全体は参考資料2を参照。修正後の追加機能一覧は別紙2参照。)

対応の種類	対応内容	理由等	機能No.
事業者側機能に係る事項	過去に申請を行ったことのある事業者の場合、引き継いだIDでの申請を可能とする。	資格の有効期限が途切れてしまった場合、改めて新規申請を行う必要があるが、その場合の事務負担を軽減するため。	7
	申請者が申請データを登録する際、共通審査機関に向けた連絡事項を登録可能とする。	随時申請の場合に参加を予定している入札案件の時期を記載する等、申請者からの申し送りに対応するため。	21
	外部連携で取得する情報について手動入力も可能とする。	一般的に、連携データのタイムラグや連携が失敗する場合が生じうるため。	113
自治体側機能に係る事項	業種、営業品目単位で選択・独自申請項目の設定を可能とする。	業種や営業品目ごとに格付けの有無等により項目の必要性が異なるため。	24、104
	独自申請項目の差し戻しに係る手順を適正に処理できるよう、差し戻しに係る機能を設定。	・自治体が独自申請項目の審査で差し戻しを行った場合、再度共通審査団体を経ずに自治体での審査に直接遷移することが明確でなかったため、明確となるよう機能に明記。 ・自治体が独自申請項目を設けていない場合の手順に申請の差し戻しが設けられていなかったが、指名停止等により資格が付与できない場合等、独自申請項目の有無に関わらず各自治体で審査を行い差し戻しや不受理を行うことを想定する必要があるため、機能を追加。	80、84
	自治体の任意としている設定、データ連携方式等について、資格区分ごとに設定可能とする。	再審査申請の可否等は自治体ごと資格区分毎に任意で設定できる必要があるため。また、自治体の後続システムが資格区分毎に分かれていることがあるため。	82、97、109

資格区分間の共通・選択申請項目等の比較整理に関する意見照会結果

意見照会を踏まえた主な変更点(Ⅱ. 追加機能一覧)(続き)

対応の種類	対応内容	理由等	機能No.
自治体側機能に係る事項	後続システムへのデータ連携について、ファイル形式を明記	具体的な連携方法は今後検討の必要があるが、想定される方式として「CSVファイル等」による連携を明記。	114
	システム登録ファイルを無害化処理してDLする機能を設ける。	LGWANの利用等が現時点で未定であるため、共通システムにおいて無害化処理ができる機能の実装を想定。	121
全体に係る事項	申請者から申請内容が提出された後、審査と並行して申請者側で当該申請内容の修正が行えないように制御する。	審査開始後の修正による確認漏れ等を避けるため。	74
	受理・審査完了に係る通知をシステムから配信可能とする。	事務軽減のため共通システムで審査完了通知を配信することについて明確化するため。	91
	共通審査団体と自治体のやりとりを相互に行う機能、審査時コメントを登録可能とするを設ける。	必要な申し送りを円滑に行うため。具体的な実装方法は今後検討。	92、93

機能一覧に関する意見照会結果

意見照会結果(Ⅱ.機能一覧)

- 機能一覧の修正は行わない主な意見・質問については、以下のとおり(意見照会結果の全体は参考資料2を参照。修正後の機能一覧は別紙2参照。)

(主な意見と考え方)

主な意見	考え方
・ 特定調達にかかる申請の場合に資格の有効期間を個別に設定できる機能	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第4条により、政府調達協定(WTO協定)対象契約については年度ごとに資格に関する公示を行う必要があるとされているが、資格の有効期間についての定めはない。資格有効期間を申請年度の年度末までとすることは自治体個別ルールと考えられるため、共通の有効期間とすることに支障がある場合、独自に受け付けを行うことが想定される。
・ 当県の共同受付窓口で利用するシステムでは、変更申請内容が共通審査項目のみであった場合でも、対象の全自治体にて確認手続きが完了しないと事業者が次の申請(別の変更申請等)ができない仕組みになっており、未対応の自治体に対して催促する場合があります。「不要な申請の抑制に留意が必要」の旨論点として挙げていらっしゃるようですが、特に小規模町村においては、現行以上に承認、確認作業が増える懸念があるため、その点を考慮して機能をご検討いただきたいです。	共通システムにおいて申請フローが全て完了しないと同一事業者が別の変更申請等をできない仕組みとすると、自治体によって審査、業者名簿への反映、システムの申請状況一覧への反映を行うべきタイミングは様々であることから、全国規模で実施した場合に不都合が生じる自治体が発生すると見込まれる。一方で、申請を受けた全自治体での審査が完了しないうちに次の申請を可能とすると、一部の自治体での審査が完了して新たな申請が提出された後、残りの自治体での審査で共通項目や選択申請項目に不備が見つかった場合にデータ修正に不都合が生じる可能性があり、共通審査団体における運用も考慮して効率的な方法の検討が必要。
・ 連携に必要なサポート(各自治体の既存調達システムベンダーからアクセスできるドキュメント、技術相談窓口等)が必要ではないか。	自治体側での後続システムへの連携に対しては、共通システムとしてドキュメント(連携に関する仕様書等のドキュメントやマニュアル)の提供は必要と考えているが、その方法などについては、今後運用を検討していく中で具体的な対応を検討。

(共通システム導入後業務フローに基づいて追加が想定される機能)

分類	主な機能要件
利用開始までに要する機能	・共通システムのログインは、デジタル庁のGビズID公式ページで認証後に共通システムへ遷移する外部認証連携(SSO)方式を基本とすること。 ・GビズIDを保有しない小規模事業者等に配慮し、必要に応じて従来型のID・パスワード認証による申請経路も設定できること。 ・過去に一度でも共通システムで申請を行ったことのある事業者がログインした場合、新たに事業者のIDを振り直すことなく過去から引き継いだIDでその後の申請手続きが行えること。 ・事業者は、全社共通基本情報、申請種別別情報、拠点情報を事業者データマスタとして登録・更新できること。 ・本社、支社、支店、営業所ごとに、所在地、担当管轄エリア、申請可能自治体、申請可能種別、申請許可設定を管理できること。 ・選択申請項目、独自申請項目について、業種(または営業品目)単位に入力可否の制御ができること。その際、独自申請項目に対しては格付対象業種(または営業品目)か否かで入力可否の制御ができること。
新規申請等に係る機能	・申請者は、全ての自治体を対象として、申請先自治体を検索、絞り込み、選択できること。 ・新規申請、変更申請、更新申請、再審査申請、業種追加申請、取消届に対応した申請メニューを提供できること。 ・建設、物品、役務等で重複する申請項目および添付書類を統合管理し、不要な重複入力を抑制できること。 ・申請者が申請先自治体および申請種別を選択した際、事業者データマスタの情報を申請画面へ引用コピーし、入力済み状態で表示できること。
申請受付に係る機能	・自治体ごと、資格区分ごとに、新規、更新、業種追加、再審査申請の受付可否と期間を設定できること。 ・共通審査機関職員は、提出された申請について、共通申請項目、選択申請項目、独自申請項目を区分して確認できること。 ・共通審査機関職員、および自治体職員は、不備項目を項目単位で指定し、申請者へ差戻し理由を通知できること。
情報連携に係る機能	・GビズID、法人番号情報、法務省関連情報、国税情報、地方税情報、経営事項審査情報、建設業許可情報等と連携し、申請入力および審査に必要な情報を取得・参照できること。 ・外部連携で取得する情報について、連携データのタイムラグや連携が失敗した場合に備えて画面から手動で入力できるようにすること。 ・自治体側の調達システム、名簿管理システム、文書管理システム等へ、受理済み申請情報、資格者名簿、変更反映結果をCSVファイル等で連携できること。 ・自治体側の名簿管理システムから、格付完了後の資格者名簿を連携できること。
その他	・GビズIDの委任機能を利用し、行政書士等に対し委任範囲を指定して代理申請を委任できること。 ・申請書類および添付ファイルを、自治体、申請年度、申請種別、保存期間、原本管理主体ごとに管理できること。